

装管調第19163号  
令和4年11月29日

大臣官房会計課長  
防衛大学校総務部長  
防衛医科大学校事務局経理部長  
防衛研究所企画部長  
統合幕僚監部総務部長  
陸上幕僚監部監理部長  
陸上幕僚監部装備計画部長  
海上幕僚監部総務部長  
海上幕僚監部装備計画部長 殿  
航空幕僚監部総務部長  
航空幕僚監部装備計画部長  
情報本部総務部長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
防衛装備庁長官官房審議官  
防衛装備庁調達事業部長  
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長  
(公印省略)

#### 契約条項の作成、公表に当たっての留意事項について（通知）

契約の締結に当たり設定する契約条件は、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に定める契約担当官等をいう。）が、当該調達物品の特性や契約相手方との関係等を考慮し、基本条項、特約条項、特殊条項、特別契約条項といった契約条項として作成し契約書に付帯しているところ、今般、航空自衛隊で締結した航空機（KC-46A）の包括部品支援及び技術支援契約（以下「包括支援契約」という。）において、当該契約の特別契約条項が甲乙の合意した内容を必ずしも正確に表現しておらず、既存の契約条項を付した契約における甲乙間の権利義務関係に比して、甲の権利が著しく

制限されているように解釈することができる記載となっている事例が判明した。

この事例の経緯及び特別契約条項を確認したところ、この包括支援契約の契約相手方は米国法人が設立した日本の現地法人であり、包括支援契約の締結に当たり、既存の契約条項ではなく、当該米国法人が防衛省以外の他の顧客に一般的に適用している契約の条件を適用することについて要望があり、航空自衛隊がこれを受け入れて特別契約条項を作成したもの、その記載に誤解を招きかねない表現があったものであった。

このため、契約上の相手方の責任の範囲について、改めて契約相手方の主張及び当該米国法人が締結している航空機に係る米国及び英國国防省の契約規則並びに民間企業間の契約を確認した上で、これを適正かつ誤解の生じない記載に修正し、変更契約を締結した。

この包括支援契約における契約相手方の賠償責任の範囲については、防衛省の既存の契約条項に比して限定されているが、これは、前述のとおり、諸外国政府の契約規則に則るとともに、他の顧客との間の標準的な契約条件となっているという当該米国法人の提示した資料及び説明に合理性を認めたためである。（当該条項を別紙に示すので、特に航空機の分野において参考にされたい。）

航空機の分野に限らず、契約の条件等は、防衛省・自衛隊の調達における公平性確保の観点から、一定の統一性を確保する必要があるが、他方で調達物品の特性、一般的な商慣習、契約相手方における他の顧客との条件差、契約金額に与える影響等の事情も考慮し、最適化する必要がある。よって、契約の条件等の設定に当たっては、下記第1項の要領を基本とし契約相手方と調整するものとし、特に航空機に係る契約に際しては、これに留意されたい。

また、契約関連情報は、公共調達の適正化の観点を踏まえ、多くの情報を広く公知しており、これについては引き続き実施していくべきものであるが、個別契約条項の公表については、国の契約といえども私法上の契約であること及び公にすることによって乙の競争上の地位その他正当な利益を害することがないよう留意する必要があることを考慮し、適切に判断する必要がある。

これらを踏まえ、今後の適正な調達業務の実施に当たり、新たに契約条項を作成する場合、防衛装備府調達管理部調達企画課（以下「調達企画課」という。）の事前確認を受けることを含めた下記の事項に留意されたく通知する。

なお、装管調第12592号（令和4年8月1日）は廃止する。

## 記

### 1 固有の契約の条件を定める場合の要領

(1) 契約担当官等は、相手方に対し、防衛省における既存の契約条項の適用を

求め調整するものとする。

- (2) 前号の調整が整わない場合、契約担当官等は相手方が求める条件を確認し、契約相手方が他の政府機関や大多数の顧客と締結している契約書等の提出又は提示を求め、必要に応じ他の政府機関や顧客からも契約条件等のヒアリングを実施する。
- (3) 契約担当官等は、前号の確認等の結果、契約相手方が求める条件に妥当性があると判断した場合、調達要求元に当該契約の条件の受け入れの可否を確認するとともに、当該契約条件の価格への影響について、十分に検討するものとする。例えば、航空機に係る契約において契約相手方が事故等が生起した際の補償責任の放棄を求めてきた場合、その条件に見合う価格低減等が図られているか確認する必要がある。
- (4) 契約担当官等は、前号の調達要求元の確認が得られ、価格への影響も合理的であることが確認された場合は、固有の契約条項を作成し、契約を締結するものとする。
- (5) 固有の契約条項を作成するに当たっては、以下の点に十分配慮するものとする。
  - ア 契約担当官等と相手方との間で、規定した内容に関する認識及び理解に齟齬はないか。
  - イ 前号の認識及び理解が、正確かつ漏れなく条文として書き込まれているか。また、意図した解釈と異なる解釈が生じるおそれはないか。
  - ウ 他の条項等を引用している場合、その引用に誤りはないか。
  - エ 規定内容は、他の条文、条項又は法令等の規定と矛盾するものとなっていないか。
  - オ 全体として、規定内容が既存の契約条項と比較して契約担当官等と契約相手方の権利義務関係を必要以上に変更するものとなっていないか。または、そのような解釈ができる余地があるような記載になっていないか。
- (6) 契約担当官等は、調達要求元から既存の契約条項と異なる条件による契約の締結の要望があった場合には、その妥当性について確認を行うとともに、当該条件の適用による契約の締結について、前各号を準用し追求するものとする。

## 2 調達関連情報を公表する場合の留意事項

- (1) 公表内容は、単に従来から公表しているからといった理由で判断したものではなく、公表することが定められている又は公知すべきと判断したものであり、かつ、乙の競争上の地位その他正当な利益を害することができないものとなっているか。

- (2) 内容に保護すべき情報(装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防衛装備庁(事)第137号。令和4年3月31日)第2項第1号に定める保護すべき情報をいう。)が含まれていないか。
- (3) 公表に際し、公表終了の時期を考慮しているか。当該時期を超えて公表されたままになっている情報はないか。また、Web上のリンク等の設定はされていない又は解除したとしても、検索エンジンでの直接検索でアクセス可能であったり、キャッシュとして情報が残っていないか。

### 3 実施要領

- (1) 第1項の契約条項作成に当たっては、規定した内容の妥当性、適法性及び法律効果について、必要に応じ、各機関の法務部門や法律(弁護士)相談、法務省証務局の予防司法支援窓口等のいずれか又は複数を組み合わせて活用するなど、その適正性の向上に努められたい。  
なお、こうした相談窓口の利用が困難又は調達内容に鑑みて、部外への相談が困難な場合や判断に迷った場合等は、調達企画課(調達企画室)に連絡されたい。
- (2) 第1項に規定するように、従来の契約条項の内容とは大きく異なる契約条項を新たに作成した場合、当該契約条項を付帯する契約の締結に先立ち、調達企画課(調達企画室)に通知し、事前確認を受けられたい。
- (3) 第2項に関し、各号に示す観点から、公表内容が適切か等の再確認を行わ  
れたい。

### 4 その他

この通知に疑義が生じた場合は、調達企画課に問い合わせされたい。

添付書類：1 別紙

2 「行政機関のための予防司法支援制度利用の手引(令和3年4月版)」(法務省証務局)

写送付先：防衛装備庁各部長(調達事業部長を除く。)

## 参考条項（包括支援契約）

### （責任の範囲）

第〇条 この契約において乙が負うべき責任は、この契約条項の他の規定に定める、乙の保証、条件、表明、義務及び責任並びに甲の救済（以下「保証等」という。）の範囲に限られるものとする。明示・默示の別を問わず、それ以外の保証等については、それがこの契約に係る契約物品又は技術支援役務の契約不適合又は欠陥であっても、甲は、法の許す限りにおいて、かかる責任に対する権利を放棄する。ただし、この権利の放棄は、当該契約不適合又は欠陥が、乙の故意又は重大な過失により発生したと認められる場合には適用しない。なお、本項により甲が権利を放棄する默示の保証等には、次の各号が含まれる。

- (1) 商品の適格性又は顧客適合性に関する默示の保証
  - (2) 契約の履行や取引の過程において行われる又は商慣習に起因して生ずる默示の保証
  - (3) 乙の過失に起因するか否かを問わず、不法行為責任として生ずる一切の義務、責任、権利、請求又は救済
  - (4) 甲の財産（航空機、不動産、施設設備及び在庫品を含むが、これらに限らない。）に生じた減損又は損害に対する一切の義務、責任、権利、請求又は救済
- 2 乙は、この契約に係る契約物品又は技術支援役務の契約不適合又は欠陥に起因して発生した使用不能、収益若しくは利益の逸失その他の付随的損害、特別損害若しくは結果損害について、この契約上定められているものを除き、いかなる義務又は責任も負わないものとする。
- ただし、当該契約不適合又は欠陥が、乙の故意または重大な過失により発生したと認められる場合にはこの限りではない。
- 3 前2項に定める契約不適合又は欠陥に起因し発生した、甲乙以外の第三者の身体傷害又は物的損傷にかかる甲の乙に対する求償、損害賠償その他の請求（第三者に代わって甲が乙に請求する場合を含む。）については、当該身体傷害又は物的損傷を生じさせたすべての者の過失等における乙の過失割合の限度において、前2項に関わらず、乙は、甲の請求を認めるものとする。本条の目的を達成するため、甲は、裁判所等が乙の過失割合を判断するために必要かつ適切な範囲において、乙を当該裁判等必要な手続へ参加させることができ、乙はこれに対して異議を述べない。